

各部（局）長

殿

各総合支庁長

総務部長

平成22年度予算の執行について（依命通知）

我が国の経済は、最悪期を脱し、生産の回復に伴い、景気持ち直しの動きは見られるものの、本県の景気・雇用情勢は依然として厳しい状況で推移している。こうした中で、平成22年度当初予算は、直面する最も重要で緊急な課題である景気・雇用対策に十分配慮するとともに、「第3次山形県総合発展計画 短期アクションプラン」の力強い発進となるよう編成したところである。

予算の執行に当たっては、県税や地方交付税などの見通しが不透明なことから、下記事項に留意しつつ、最少の経費で最大、最良の効果を得るというコスト意識及び県民の立場に立った前向きな視点からの改善意識を常に持ち、計画的かつ効率的、効果的な執行に努めること。

なお、この趣旨を全職員に徹底すること。

記

1 基本的事項

事業の実施に当たっては、「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」に基づき、「県民参加・協働による県づくり」を推進し、「自主性・自立性の高い県政運営」の実現を基本に据え、県民や現場、市町村の声に良く耳を傾けるとともに、県行政の責任領域及び施策の優先順位を明確にし、重点的かつ効率的な執行を図ること。

また、現場の実態等を踏まえ、自らの問題意識で事務事業の見直しや改善の提案を行い、行政経費の節減、効率化の取組みの徹底を心がけるとともに、PDCAサイクルの実践を通じて、その成果検証を行うこと。

以上を踏まえ、事業効果を最大限に発揮できるよう努めるとともに、従来にも増して経費節減を徹底すること。

2 歳入関係

(1) 県 税

課税客体の的確な捕捉等により予算計上額の確保を図るとともに、徴収率の向上に努めること。

(2) 分担金、負担金

関係機関等との連携を密にし、事業執行に支障を来さないよう確保すること。

(3) 使用料、手数料

関係条例等に基づき適正な収入の確保を図ること。

(4) 国庫支出金（国等からの受託事業収入を含む。）

予算計上額を超えた交付申請等を行わないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に総務部財政課長（以下「財政課長」という。）と協議すること。

また、事業の進捗に応じて早期に手続きを進め、収入の促進を図ること。なお、資金繰りの関係上、会計局と常に緊密な連携をとること。

(5) 財産収入

遊休財産となっている土地、建物をはじめとして、有価証券等処分可能な財産の活用について検討を加え、積極的に売却あるいは貸付けを行い、収入増を図ること。

(6) 寄附金

社会貢献活動促進基金や「ふるさと納税」制度に係るものをはじめ、積極的な募集に努めること。

(7) その他

- ・企業広告やネーミングライツの活用促進等その他新たな収入源の確保に努めること。
- ・過年度に属する未収金については、山形県未収金対策本部における対策の取組みの中で、その回収の徹底を図ること。

3 歳出関係

予算は上半期と下半期に分けて配当するが、県税、地方交付税等の一般財源の動向が不透明なことから、下半期の配当は歳入の状況等を考慮して決定する。

(1) 予算執行計画

所属長は、事業実施時期が遅れることで効果が半減することのないよう、予算執行計画を立てること。その作成に際しては、関係部局と調整を図ることはもとより、職員の時間外勤務の縮減にも配慮した適切な計画とすること。

また、歳出予算の配当替えに際しては、過年度と同額といった漠然としたものとせず、事業執行計画を聴取するなど効果的な執行に努めること。

(2) 県民の視点に立った事業の執行

弱い立場の人を考え仕事の進め方を工夫する、県民が実感しやすいよう事業の仕組みを変える、県職員の能力を地域に幅広く活かすこと等に十分留意しながら、以下の点を踏まえた事業執行に努めること。

① 現場重視の事業執行

現場での活動や対話などを通じて地域の実情の的確な把握に努め、県民・市町村と共に考えて地域課題を共有し、協働すること。

② 生活者視点重視の事業執行

県民に身近な、県民が実感できる目標を明確にして、県民の視点で事業を組み立てること。

③ 自律性の重視

県民の視点に立って、事業の成果を常に検証・評価し、次の展開に繋げること。

(3) 県民との協働を進める事業執行

人口減少が加速する社会構造の変化に対応し、全員参加型の社会づくりを進めて行く必要があり、そのため、県同士、県と市町村、県と県民など多様な主体間の適切な役割分担と効果的な連携を推進するような事業執行に努めること。

(4) 投資的経費の執行

① 景気や雇用など地域経済の実情を十分考慮し、早期発注を行うなど、効果的な時期を捉え、迅速かつ切れ目ない事業執行に努めること。

特に、平成21年度2月補正及び平成22年度当初予算で措置した「景気・雇用対策の推進強化」に位置付けた事業については、現下の厳しい県内経済に対する効果が速やかに発現されるよう、できるだけ早期に執行すること。

② 公共工事のコスト縮減に取り組みながら、早期の事業完成が見込まれる事業を優先すること。

③ 工事請負契約の入札等により執行残が生じた場合は、減額補正すること。

④ 年度内の執行が困難と見込まれる場合には、安易な予算の繰越は行わず、減額補正すること。

(5) 補助金等の執行

補助金、負担金、委託料、貸付金については、その目的及び効果の検証を行い、対象事業の進捗、相手方の資金計画を把握したうえで執行すること。

特に、補助金及び負担金のうち多額の繰越を生じている団体に対するものについては、積極的に見直しを提案するとともに、諸会負担金について負担の必要性を再検証すること。

(6) 旅費の適正な執行

出張の目的及び必要性を十分見極めたうえで旅行命令を発するとともに、出張

人員の厳選、公用車等への同乗など、適正かつ効率的な旅費の執行を行うこと。

(7) 事務経費の一層の節減

県環境保全率先実行計画で定める身近で具体的な行動を起こすとともに、イントラ情報システム等ITを積極的に活用すること等により、庁舎の光熱水費や用紙使用量の削減等を促進し、事務経費を節約すること。

(8) 財源確保の視点を踏まえた執行

① 歳出予算のうち、国庫支出金等の特定財源を伴うものについては、当該財源が確保された段階で予算を執行すること。

例年交付決定等の手続きが相当遅れている例が散見されるので、執行に支障を来さないよう早期の手続きを国に強く要望すること。

② 現在県単独事業として予算化している事業であっても、国庫補助金等のメニューに該当するものがないか再度精査するなどして、より一層積極的にこれら特定財源の活用に努めること。

(9) 節減額の還元

コスト意識及び改善意識の徹底により経費節減が実現された場合は、引き続き、その成果の予算への還元を行うこととする。詳細については別途通知するが、還元の対象は原則として、平成22年度において各部局、総合支庁が主体的に取り組むことによって平成23年度以降も節減効果が継続する経費とし、節減額の一定割合について、平成23年度の予算要求に当たり、配慮するものであること。

所期の目的を達成したうえで経費を節減することについては、将来的な自らの財源確保につながるものであることから、効率的な予算執行に努めること。

4 特記事項

(1) 財政課長への事前協議

次に掲げる場合は、あらかじめ財政課長と協議すること。

① 平成23年度の国の概算要求等に向けた各省庁への要望協議を行う場合

② 工事請負契約等各種契約において、増額に結び付く設計変更等を行おうとする場合

③ 今後新たに予算措置を必要とする事業を計画する場合や、事情変更などにより、事業の中止や縮小、又は、既決予算の内容を変更して執行せざるを得ない場合

(2) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計についても、一般会計と同じ方針の下に効率的、計画的な執行を図ること。特に、病院事業会計は、「山形県立病院改革プラン」等を踏まえ、引き続き経営健全化に向けた取組みを着実に進めること。

(3) 公社等への支援、指導

県が財政支援を行っている公社等については、当該団体が行っている事業の効果に評価を加え、前例踏襲に陥ることなく、支援の必要性について見直しを行いつつ、「公社等に関する指導指針」等を踏まえ、効率的な法人経営を絶えず指導すること。

また、県に事務局を置く任意団体についても、上記に準じて関与の見直しを行うこと。

(4) 情報システムの調達

情報システムの調達に当たっては、「情報システムの調達に関する基本指針」（平成20年3月10日付けIT・山形推進戦略本部決定）を踏まえ、調達仕様書の内容についてあらかじめ情報企画課長と調整を図ったうえで執行すること。